

【公開版】

提出年月日	令和2年1月24日	R2
日本原燃株式会社		

六ヶ所廃棄物管理施設における  
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第17条：廃棄施設



## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理



## 1章 基準適合性



## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

廃棄物管理施設について、事業許可基準規則と再処理施設安全審査指針との比較及び当該指針を踏まえたこれまでの既許可実績により、事業許可基準規則第 17 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表 事業許可基準規則第 17 条と再処理施設安全審査指針 比較表)

第1表 事業許可基準規則第17条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 5)

事業許可基準規則 第17条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 放射性廃棄物の処理及び管理にあたっては、処理施設及び管理施設との共用を妨げるものではない。</p>	<p>(指針7) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>1. 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 再処理施設で発生する放射性気体廃棄物については、周辺環境に放出される排気中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて洗浄、ろ過等の適切な処理を行える設計であること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>(2) 放出される放射性液体廃棄物は、十分な拡散効果を有する放出口から放出管理が行える排水設備を通じて放出される設計であること。</p> <p>(指針8) 貯蔵等に対する考慮</p> <p>再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p>	<p>変更なし</p>

第1表 事業許可基準規則第17条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 5)

事業許可基準規則 第17条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>(解釈)</p> <p>2 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物処理する能力」とは、放射性液体廃棄物及び固体状の放射性廃棄物のほか、スラッジ等の固体が混入している液体状の放射性廃棄物を分離・収集し、廃液の性状により、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰、希釈等を行う能力を含む。</p> <p>3 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 廃棄物管理施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、ALARA の考え方</p>	<p>(指針7) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 再処理施設で発生する放射性液体廃棄物については、海洋に放出される排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じてろ過、蒸発、イオン交換、凝集沈殿等の適切な処理が行える設計であること。</p> <p>(指針7) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>1. 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 再処理施設で発生する放射性気体廃棄物については、周辺環境に放出される排気中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて洗浄、ろ過等の適切な処理を行える設計であること。</p> <p>(2) 放出される放射性気体廃棄物は、十分な拡散効果を有する排気筒から放出管理が行える排気系統を通じて放出される設計であること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第17条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3 / 5)

事業許可基準規則 第17条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>(解釈)                      の下、当該施設として、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)において定める線量目標値(50マイクロシーベルト/年以下)が達成できるよう、処理が行える設計であること。)                      二 平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量が、第2条第1項の直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARA の考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること(「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト/年以下を達成できること。)</p>	<p>2. 放射性液体廃棄物の放出管理                      (2) 放出される放射性液体廃棄物は、十分な拡散効果を有する放出口から放出管理が行える排水設備を通じて放出される設計であること。                      指針8. 貯蔵等に対する考慮                      再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第17条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4 / 5)

事業許可基準規則 第17条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>(解釈)</p> <p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>四 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p> <p>五 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考とすること。</p>	<p>(指針8) 貯蔵等に対する考慮 再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p> <p>(指針7) 放射性廃棄物の放出管理 2. 放射性液体廃棄物の放出管理 (1) 再処理施設で発生する放射性液体廃棄物については、海洋に放出される排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じてろ過、蒸発、イオン交換、凝集沈殿等の適切な処理が行える設計であること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第17条と再処理施設安全審査指針 比較表 (5 / 5)

事業許可基準規則 第17条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p>	<p>(指針8) 貯蔵等に対する考慮 再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p>	<p>前記のとおり</p>